

# 出張報告書

令和元年11月20日

議長 米田 貴志 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 中井 良介

下記のとおり報告します。

## 記

### 1 目 的

第48回市町村会議員 議員研修会 IN 名古屋

「議員力アップで、わがまちの未来をひらく」研修会への参加

2 出 張 先 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）

3 出張期間 2019年11月5日（火）～6日（水）

4 出張者氏名 今口 千代子 田中 市子

5 てん末報告

（別紙のとおり）

## 第48回 市町村議会議員研修会

日時： 2019年11月5日(火)・6日(水)

場所： 愛知県名古屋市 ウィンク愛知(愛知県産業労働センター)

参加者：今口千代子・田中市子

1日目 日時：11月5日(水)13:00~16:50

全体会・講演：「自治体再編の流れを見すえ、これからの社会保障を考える」

講師：柴田 英昭(立教大学コミュニティ福祉学部教授)

参加者：今口千代子・田中市子

政府が「自治体戦略2040構想研究会」を設置している。本構想においては、現在の自治体の行政フルセット主義から「圏域行政体」へと変えようとするものである。「圏域行政体」とは、地方自治体を解体し、議会を持たず、地方圏を設定し、「連携中枢都市圏」を形成。都市機能の選択と集中化により「圏域行政体」の構築を図るものである。

この行政体では、住民サービスはすべて外部化し、圏域のマネジメントの役割を持つものとするというもので、「広域行政体」と似ているようで全く違うものである。

自治体戦略2040構想の具体化として、種子法の廃止、水道法の改悪、中教審大学分科会将来構想部会「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」、マイナンバー法、出入国管理法改正などがあげられた。また、「我が事・丸ごと」地域共生社会との近似性なども示された。

住民サービスの公的責任が確保できなくなり、既存の自治体の存立理由が問われる。今後の研究会の推移を見すえていかなければならないという問題提起であった。

2日目 日時：11月6日(木)9:30~15:30

選科A：「持続可能な社会に向け、交通権を保障した地域交通政策を考える」

講師：可児 紀夫(愛知大学非常勤講師)

参加者：今口千代子

本市でも市民の生活の利便性にとって交通問題は重要な課題となっている。以下の点を学んだ。

- ・通学路での事故は、通学時間帯の規制を厳しくすべきである。
- ・地域交通政策の視点は、生活を豊かにするもの。歩いて楽しむ街にしよう。
- ・最近公務員が地域の声を聞かなくなっているのではないかと。地域の実態を調査することが大事。
- ・地域交通政策における理念は「交通権」という基本的な人権の問題としてみるべき。誰もが、いつでも、どこでも豊かな交通を享受できる社会を目指すべき。
- ・名古屋市の敬老パスは経済効果をあげている。
- ・今日の日本の交通問題は、車社会を優先したことにより、総量規制もなかったため事故の多発な

どにつながっている。同時に高齢者など交通弱者の意見を聞くべきだった。そこをしていないために問題が起きている。

・具体的には、通学路の安全・高校生の通学問題・子育て世代の交通の確保・高齢者の買い物、通院、生涯学習施設への交通の確保・高齢者や障害者の交通手段の確保などが必要。

・国内でも様々な取り組みが行われている。事例から政策を創造する原則として①生活実態と課題を的確に把握する。②交通事業者、地域住民と近隣自治体との協同と参加③総合的な地域の公共政策としてとらえる。

また、日本の現状に加えて、外国の先進事例も紹介された。

今後の本市での交通施策を考えるうえで大変参考になった。

## 選科B：「市町村財政分析でひらく、まちの未来」

講師：渡辺 繁博（埼玉自治体問題研究所事務局長 元國學院大學経済学部兼任講師）

木村 芳裕（埼玉自治体問題研究所副理事長）

参加者：田中市子

### 1. 自治体の役割と地方交付税制度

財政を考えるうえで、地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」という原点に立つことが大切。家計や企業は「量入制出」であるが財政は「量出制入」である。様々な自然的社会的条件をふまえて、住民の暮らしと権利を守り福祉の増進を図るにはいくら必要か見積もってそれに必要な財源を税制のあり方や事業の再編などを検討して確保していくもの。

### 2. 交付税制度と財政力指数

地方自治体は、地方税収入などで大きな格差がある。そこで、自治体間格差を調整し、どの自治体でも一定の行政サービスを提供できるように財源を保証する制度として地方交付税制度がある。

#### ① 地方交付税の種類

普通交付税（財源不足団体に交付・交付税総額の94%）

特別交付税（普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付）

#### ② 普通交付税額の算式

基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額÷普通交付税額

### 3. 臨時財政対策債

基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替えられることで、財源不足額が少なくみられ、財政力指数が上がり、交付税交付額が減る。9都県市首脳会議は国に対して、臨時財政対策債廃止を求める意見書を提出している。このように、本来の交付税に戻すよう意見をあげることが重要。

### 4. 公共施設の再編推進（2014年総合管理計画策定経費の50%を支援する特別交付税措置、

2015 年公共施設最適化事業債など)、地方創生の推進 (2015 年まち、ひと、しごと創生事業費)、2016 年からのトップランナー方式など、交付税制度を利用した政策誘導・中央統制がすすめられている。

上記のような、財政を考える前提的な学習をおこなったうえで、総務省の地方財政状況調査関係資料のデータベースからの分析方法を学んだ。いくつかの自治体の決算カードを用いての各自治体の現状や課題の把握方法は参考になった。また、インターネットを用いての財政健全度把握の方法についても活用していきたい。原点である地方自治法第 1 条に立ち返りつつ点検していき、それを阻害するようなことがあれば国に対し要望をあげていくことも必要であると考えた。